

匿名診療等関連情報データベース（DPCDB）の第三者提供 よくあるご質問（FAQ）

2025年7月版

⑥ 審査承諾後の手続きに関する質問 (全般)

1	Q	匿名診療等関連情報の提供までの流れはどうか。
	A	専門委員会でご承諾されると、厚生労働省から「承諾通知書」が発送されます。引き続き、データ抽出に係る指定書類(様式3、5)を提出ください。 これら書類の提出を受けてからデータ抽出条件の調整、データ抽出に進みます。 ※なお、2021年10月から、様式4（利用規約）は様式5に統合されました。

2	Q	データ提供時、担当者側にて媒体を準備する必要があるか。
	A	媒体を準備する必要はありません。(※) データ容量により、CD/DVD-Rまたは外付けハードディスクに書き込みデータを送付します。CD/DVD-Rについては、利用終了まで保存いただき、利用終了後に窓口に返却ください（書留、セキュリティ便等）。 外付けHDDについては窓口事業者の貸し出し用媒体であるため、到着後2週間以内にデータをご自身の解析環境へ複製、HDD内のデータは消去のうえ、返却ください。 ※2023年10月からの運用となります。2023年10月以前に新規申出をされた方についてはご自身で媒体をご準備ください。ただし窓口業者の都合のためCD/DVD-Rについては窓口より準備いたします。

3	Q	データ抽出に係る書類（様式3、5）を提出してからどれくらいでデータが提供されるか。
	A	2025年7月現在、非常に多くの方より提供のお申出をいただいております。このため、提供申出が承諾された日からデータをご提供するまで、長期間（200日以上）を要する場合がございます。 また連結解析の場合、連結先のデータ抽出の都合によりさらなるお時間をいただくことがあります。

(条件付承諾、審査継続)

4	Q	専門委員会での審査の結果、「条件付承諾」となった場合の手続きはどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載されている条件への回答をご準備ください。既定のフォーマット等はありません。 窓口に条件への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への確認を経て条件が解消されれば、データ抽出条件の調整に進むことができます。次回専門委員会でも再度審査を受ける必要はありません。

5	Q	専門委員会での審査の結果、「審査継続」となった場合の手続きはどのように行うか。
	A	審査結果通知書に記載されている「審査継続の理由」への回答および申出内容の見直しを検討ください。 窓口に審査継続の理由への回答を提出いただき、厚生労働省および専門委員への事前確認を経て、次回以降の専門委員会での審査に進むことができます。専門委員会での再審査を希望される場合、該当する専門委員会の事前相談の締め切り日までに、再度申出したい旨を申し出いただく必要がありますので、期限にご留意のうえ、余裕をもったお申出をお願いいたします。